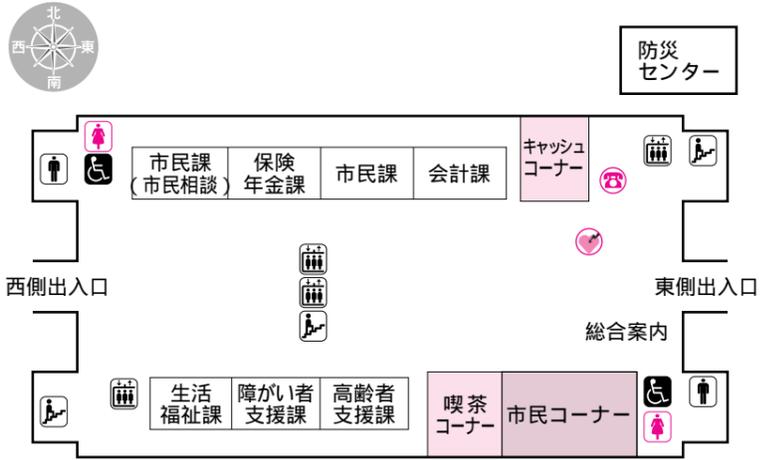
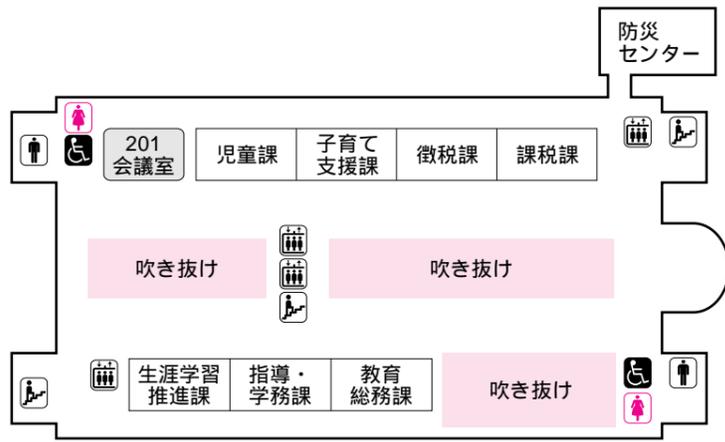


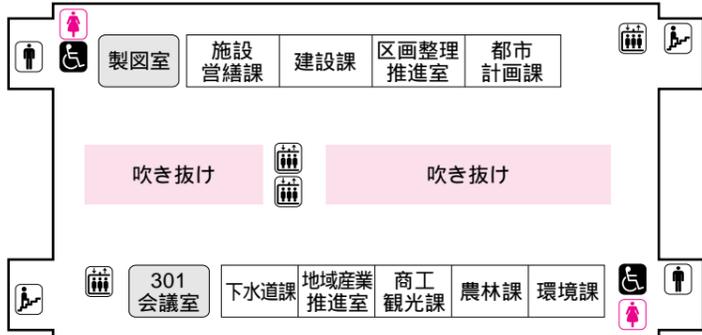
### 市役所本庁舎組織配置図



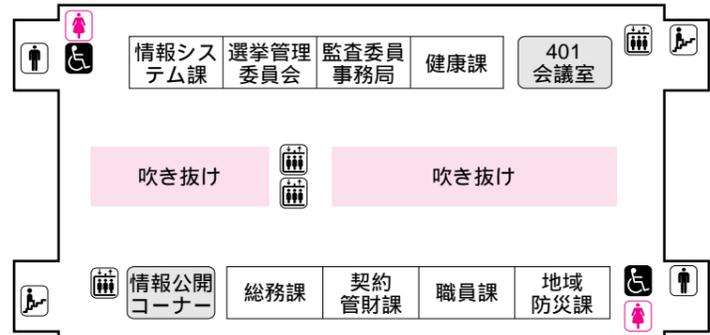
1階



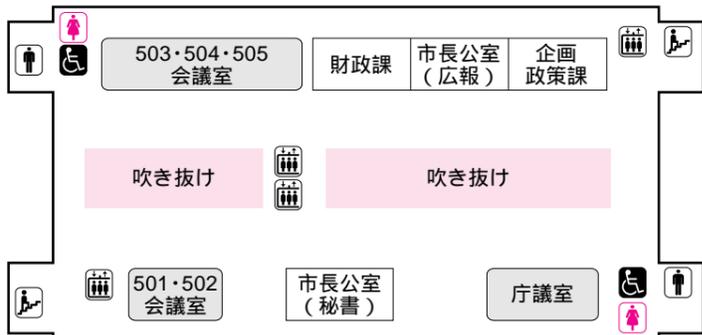
2階



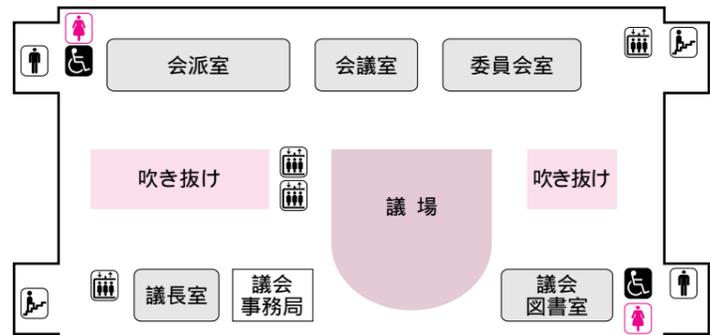
3階



4階



5階



6階

#### 表示項目

- 男性トイレ
- 女性トイレ
- エレベーター
- 階段
- 多目的トイレ
- AED
- 公衆電話

### 平成20年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋および事業用償却資産を所有している方に課税されます。土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
期間：6月2日(月)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)

必要書類：固定資産課税

時間：午前8時30分～午後5時15分  
場所：課税課  
縦覧できる方：市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方  
必要書類：固定資産課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの  
費用：無料  
固定資産課税台帳の閲覧  
閲覧開始日：4月1日(火)から(土曜・日曜日、祝日を除く)  
時間：午前8時30分～午後5時15分  
場所：期間  
課税課：6月2日(月)まで  
\* 市民課(手数料有)：6月3日(火)から

閲覧できる方：納税義務者、代理人、借地人、借家人および固定資産の処分をする権利がある一定の方

明細書、運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状)。借地借家人の方は、身分の確認のために契約書またはその写し、地代および家賃の領収書など固定資産課税明細書を郵送します。固定資産税(土地・家屋)の課税内容を確認できる課税明細書(非課税物件と免税点未滿を除く)を4月初旬に郵送します。この明細書で自己所有の固定資産の課税内容を確認してください(明細書は確定申告などにも利用できません)。  
明細書の内容などが異なる方は、連絡してください。  
問合せ  
課税課土地資産課税係(内線2435)  
家屋資産課税係(内線2437)

### 運転免許証を自主的に返納した高齢者の方のバス運賃を無料に

市では、高齢運転者の交通事故の減少による市民の安全性が向上すること、また、交通安全の推進を図る立場から、高齢運転者による交通事故を防止する対策のひとつとして導入した「運転免許証返納制度」の促進を支援するため、運転免許証を自主的に返納する高齢者の方に、市内循環バス「のりバス」の運賃を4月1日から定期バスに限り、65歳以上の市民で、運転免許証を自主的に返納した方に、のりバス無料バスを交付します。

申請方法 市が指定する申請書に、運転免許証の写し、警察署から交付された運転免許証取消通知書の写しを添付し、申請期間が1年に満たない場合は、1年間) 問合せ 無料バス：地域防災課地域振興係(直通558・1394) 免許証返納制度：五日市警察署(595・0110)、福生警察署(5110)